

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	在外投票システムの導入について
----	-----------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：選挙管理委員会事務局）
担当係 担当者 吉田 内線（5313）

事業の概要

事業名	在外投票システムの導入について
担当課	選挙管理委員会事務局
目的	適正かつ円滑な在外選挙人名簿の管理及び在外投票の執行
対象者	在外選挙人名簿登録申請者
事業内容	<p>現在、在外選挙人名簿はエクセル等の汎用ソフトを利用して管理している。また、在外投票は、全て手作業で投票管理、各種集計・報告等を行っている。</p> <p>在外選挙は、平成18年6月の公職選挙法の一部改正により、平成19年7月執行の参議院議員選挙以降、従来の比例代表選挙に加え、参議院では選挙区選挙、衆議院では小選挙区選挙においても投票が可能となった。このため、在外選挙人名簿や在外投票に関する事務が急増している。在外選挙人名簿登録申請者は、平成19年(12/1現在)は平成13～18年までの年平均の約1.7倍となり、在外投票数は、昨年の参議院議員選挙では、前4回の国政選挙の平均に比べ約2.8倍に増加した。今後、制度周知が進めば、さらに事務量が増大すると予想される。特に、選挙時は、短時間で大量の事務を正確に処理しなければならず、対応が困難である。</p> <p>こうした状況に対応するため、在外投票システムを導入して、在外選挙名簿登録と在外投票を一元管理し、選挙を適正かつ円滑に執行する。</p> <p>主な機能は次のとおり。</p> <p>1 選挙人名簿登録・管理</p> <p>(1)処理概要</p> <p>登録申請書や在外公館からの通知の内容、本籍地からの情報等を記録し、管理する。</p> <p>(2)主な帳票</p> <p>非登録理由通知、 在外選挙人名簿抄本、 登録資格照会文書、 在外選挙人証、 在外選挙人登録通知、 在外選挙人名簿抹消通知、 住所ラベル</p> <p>2 在外投票管理</p> <p>(1)処理概要</p> <p>投票用紙の請求受付から投票までを記録し、管理する。</p> <p>(2)主な帳票</p> <p>在外投票に関する調書等、国及び東京都への報告書及び統計資料、 住所ラベル、 抹消予定者一覧、 投票状況一覧</p>

件名 在外投票システムの導入について

保有課(担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	選挙人名簿
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 在外選挙人名簿登録申請者</p> <p>2 記録項目 (1) 在外選挙人名簿登録に関する項目(在外選挙人名簿登録申請者) 在外選挙人証番号, 名簿番号, 氏名, 性別, 生年月日, 最終住所地, 本籍地, 現住所, 署名, 電話番号, 海外定住日, 備考, 申請書受領年月日, 申請受付番号, 状態区分, 本籍地への被登録資格照会年月日, 本籍地からの被登録資格回答年月日, 本籍地からの回答内容, 名簿登録年月日, 在外選挙人証交付年月日, 非登録通知発送年月日, 非登録事由, 本籍地への登録通知年月日, 抹消事由, 抹消年月日, 抹消予定年月日 (*備考:記載内容の修正や訂正をした場合、その旨とその修正や訂正の年月日を記載) (*最終住所地、氏名、生年月日、備考は、選挙人名簿の縦覧及び閲覧の項目)</p> <p>(2) 投票に関する情報(在外投票請求者) 執行選挙名, 投票請求年月日, 投票請求受付年月日, 投票方法, 投票区分, 投票請求受理可否, 投票請求拒絶理由, 投票用紙等交付年月日, 在外投票受理年月日, 在外投票状態, 帰国投票の受理区分, 投票用紙の返還先, 帰国投票の受理可否(投票の拒容)</p> <p>3 記録するコンピュータ 選挙管理委員会が管理するパーソナルコンピュータ。 他のコンピュータとは結合しない。</p>
新規開発・追加・変更の理由	増大する在外選挙事務に対応し、選挙を適正かつ円滑に執行するため、在外投票システム(パッケージソフト)を導入する。
新規開発・追加・変更の内容	パッケージソフトを購入する 主な機能は「事業の概要」に記載のとおり
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	
新規開発・追加・変更の時期	平成20年4~6月(4月より、データセットアップ、システムテストを行い、6月より本稼働の見込み)